

平成 21 年 12 月 18 日
福祉部介護保険課

地域密着型サービス事業者の指定について

介護保険法（平成 9 年法律 123 号）第 78 条の 2 第 1 項および第 115 条の 12 第 1 項の規定により、下記のとおり地域密着型サービス事業者の指定を行う。

記

1 区内指定地域密着型サービス事業者

(1) 平成 19 年度練馬区地域密着型サービス事業者公募において選定した事業者について指定を行う。

【認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護】

事業所名	事業所所在地	申請者名	利用定員	指定年月日
大泉学園なでしこ (仮称)	練馬区大泉学園町 8-24-25	医療法人社団 翔洋会	12 名	平成 22 年 3 月 1 日

2 区外指定地域密着型サービス事業者

(1) 事業所が所在する各保険者との協議の結果、練馬区が利用を認めた被保険者に限る条件付きの指定を行う。

【認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護】

事業所名	事業所所在地	申請者名	利用定員	指定年月日
有限会社 夢と共生の 21 グループ 夢ひろばふくしま	福島市森合南戸ノ内 8-12	有限会社 夢と共生の 21 グループ	12 名	平成 22 年 2 月 1 日

(2) 練馬区民が利用している区外指定事業者について、事業譲渡による運営法人の変更に伴い、指定を行う。

【認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護】

事業所名	事業所所在地	申請者名	利用定員	指定年月日
グループホーム つつじの里	朝霞市 浜崎 4-1-64	有限会社 トゥルーケアステージ	27 名 (3 ユニット)	平成 21 年 12 月 1 日